

令和 9 年度採用 小千谷市職員採用試験_Ⅲ期募集

【採用予定年月日】令和 9 年 4 月 1 日 募集要項【保育士】

小千谷市役所は

【申込方法】PUBLIC CONECT(専用サイト)

「小千谷を愛し、市民とともに

こちらからの WEB 申込⇒

情熱と誇りを持って果敢に行動する」仲間を求めています！



受付期間: 令和 8 年 7 月 1 日(水)~7 月 24 日(金)正午

第一次選考: 令和 8 年 7 月 31 日(金)~8 月 10 日(月) ※土日除く ※オンライン面接期間

『小千谷市役所の選考では受験者一人ひとりの想いを聞かせていただきます。』

第二次選考: 9 月上旬頃 第三次選考: 9 月下旬頃 →9 月下旬には最終結果が出ます。

採用予定人数

○保育士: 5 名程度

職務内容

○保育全般…子どもたちの日々の成長を見守り、生活習慣、社会性とともに心身の発達を促し、主体性を磨きます。

企画・立案…保育園での行事に対して、意見を出し合い、議論をし、決定事項を実現させていきます。

保護者対応…日々来園される保護者の方々の対面対応や電話やメール対応があります。

イベント運営…園内の行事運営だけでなく、小千谷市のイベント運営のサポートも行います。

施設管理…保育園の施設内の維持管理や施設の利活用を考えます。



応募資格

○学歴資格 短大・専門学校卒業以上(卒業見込み可)・保育士資格(取得見込み可)

○年齢要件 昭和 56 年 4 月 2 日以後に生まれた人(令和 9 年 4 月 1 日現在で 45 歳以下)

○日本語活字印刷文による出題に対応できる人

○次のいずれにも該当しない人

・日本国籍を有しない者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・小千谷市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

・平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神衰弱を原因とするもの以外)

○令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程及び最終合格後の採用手続等の過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

○同一年度中に当市で実施される全ての職種の正職員採用試験と重複して受験することはできません。



給与等

○初任給(令和8年4月1日現在月額)短大卒業程度:216,500円※卒業後の経験年数により加算があります。

○諸手当 市条例、規則に基づき支給

選考の流れ

○選考方法 第一次選考 オンライン面接

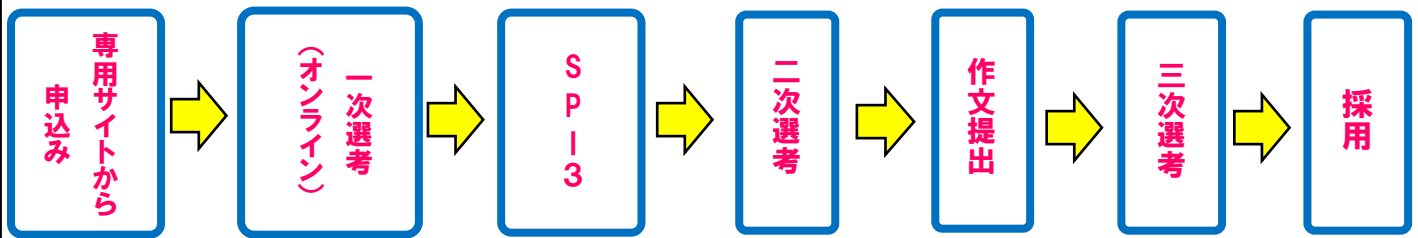
第一次選考合格者には第二次選考までの期間にSPI3を受験していただきます。

※SPI3の受験手続は第一次選考合格発表後にメールで個別にお知らせします。

第二次選考 面接試験

第三次選考 面接試験

○面接会場(第二次選考以降) 小千谷市役所 本庁舎



申込方法

○原則、PUBLIC CONNECT 上の申込フォームでの電子申請です。申込フォームは受付期間中であれば24時間申込可能です。

①募集要項1ページ目のQRコードからPUBLIC CONNECT内の小千谷市ページより「求人」→「小千谷市職員採用試験:3期募集_保育士」より、「エントリー画面に進む」から会員登録(連絡先の登録)を行ってください。

②登録後、「エントリー画面に進む」から申込内容を入力してください。

③申込完了後、申込完了のメールが届きます。なお、申込内容は申込時のサイトで確認可能です。

○申込受付期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月24日(金)正午

※令和8年7月24日(金)正午までに正常に申込みができていないもののみを有効とします。正常に申込みが行われていない場合には受験できませんのでご注意ください。

○申込内容

・受験職種、氏名、住所、生年月日などのほか、次の内容についても入力してください。

※面接の際の資料として使用します。

①志望動機(200字以内)

②小千谷市職員として挑戦したいこと、取り組みたい事業(200字以内)

③自己PR(300字以内)

④長所・短所、特技、保育士に活かせるスキル



○受験票の発行

受験票は申込完了と同時に発行されます。第二次選考の受験時に確認しますので対象者は出力の上、ご持参ください。

※第一次選考、SPI3の受験時では不要ですが、SPI3のテストセンターでは身分証明を持参してください。

○その他注意事項

・ハローワークより紹介を受けた場合でも紹介状の提出は不要です。

・インターネットを利用できない方は、令和8年7月21日(火)午後5時00分までに小千谷市役所総務課職員係までご連絡いただければ対応します。

・受験の際の交通費等は一切支給しません。

合格発表

- 第一次選考、第二次選考結果は PUBLIC CONNECT 上で本人へ通知するとともに、小千谷市ホームページでも合格者の受験番号を掲載します。※最終選考の可否のみ受験者全員に郵送でも通知します。
- 第一次選考合格者には「卒業証明書(卒業見込証明書)、成績証明書(応募資格を満たす学校のもの※発行できない場合は不交付証明書)、保育士証の写し(既にお持ちの方)」を第二次選考時に提出いただきますので事前に準備をお願いします。
- 第二次選考合格者には「職種別のテーマについての作文(320字以上 400字以内)」を指定された日時までに PUBLIC CONNECT 上でご提出いただく予定です。詳細は、第二次選考の通知と合わせて対象者にお知らせします。
- 最終合格発表の際に不合格となった場合でも、その後、欠員の状況に応じて合格者とする場合があります。その際は個別にご連絡します。
- 最終合格発表後、学歴、資格を取得見込で受験し、採用までに取得できなかった場合や受験資格がないこと、または申込内容に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格・採用を取り消します。
- 本人の試験結果については、個人情報保護に関する法律第76条等の規定により、開示を請求することが可能です。開示内容は、本人の各試験の得点と総合順位です。開示方法は受験者本人が本人を証明するものを持参し、直接小千谷市役所総務課に来庁して請求してください。

採用後のキャリアパス

①保育士(20代)

- ・保育業務全般、保護者対応等に関する業務に幅広く従事
- ・遠足などのイベント企画立案及び実施や保育園の運営に従事し、現場での経験を積んでいく

↓

②主査(30代)・主幹(40代)

- ・過去に配属された保育園にも配属し、これまでの業務を行いつつ、経験・能力を最大限発揮できる分野を絞り込み
- ・後輩への指導を行いながら、保育業務に関する幅広い視野と高いマネジメント能力を養成

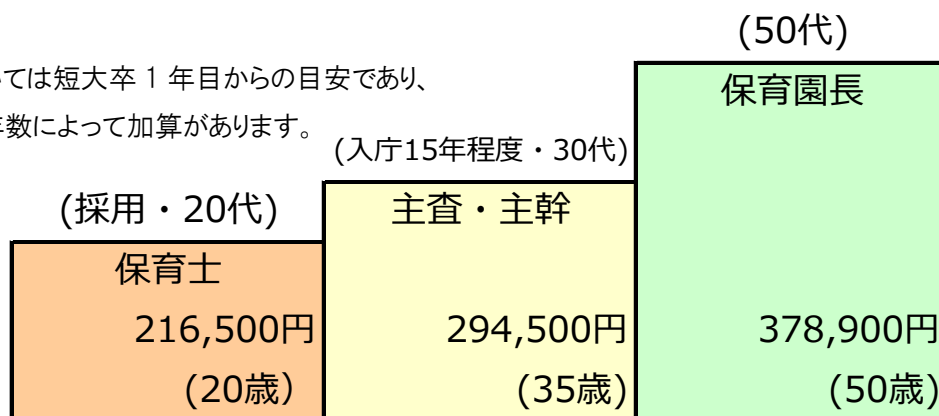
↓

③保育園長(50代)

- ・保育園全体の業務全般の監督や部下の労務をマネジメント

※以下の給料については短大卒1年目からの目安であり、

入庁までの経験年数によって加算があります。



<採用試験に関するお問い合わせ>

小千谷市 総務課 職員係 〒947-8501 新潟県小千谷市城内2-7-5

TEL:0258-83-3005(直通) FAX:0258-83-2789

E-mail:soumu-si@city.ojiya.niigata.jp

採用情報サイト(PUBLIC CONNECT)

<https://public-connect.jp/employer/291>



別紙(参照条文)

○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第 69 号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの